

愛媛県福祉サービス第三者評価機関公開情報

愛媛県 認証番号		認証有効期間 (令和4年10月10日～令和7年10月9日)		
		4 保第 797 号	初回認証年月日	令和4年 10月 10日
全国 認証番号		認証有効期間 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)		
		第 号	初回認証年月日	令和 年 月 日
評価機関名		NPO法人Lien		
代表者名		兵頭 さおり		
評価 担当 部署	部署名	第三者評価サービス事業部		
	責任者	役職名	理事長	氏名 兵頭 さおり
	所在地	〒799-3111 愛媛県伊予市下吾川1250-1		
	電話・FAX	TEL 070-4162-9268	FAX	
	HP	https://npolien.org/		
	E-mail	s.hyodo@npolien.org		
評価対象分野 (施設)		県策定評価基準	使用 状況	評価対象施設等
		保育所版	○	保育所
		児童館版	○	児童館
		認定こども園版	○	幼保連携型認定こども園 認定こども園 (幼保連携型以外)
		児童養護施設版	○	
		母子生活支援施設版	○	
		乳児院版	○	
		児童自立支援施設版	○	
		児童心理治療施設版	○	
		障がい者・児福祉サ ービス版	○	居宅介護 生活介護 自立訓練 (機能訓練) 自立訓練 (生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援 (A型) 就労継続支援 (B型) 共同生活援助 障害者支援施設 (施設入所支援+日中活動 事業) 多機能型 児童発達支援センター 障害児多機能型 障害児入所施設 (福祉型) 障害児入所施設 (医療型)
救護施設版	○	救護施設 授産施設		

	高齢者福祉サービス版	○	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 有料老人ホーム
	老人保健施設版	○	老人保健施設
	ファミリーホーム版	○	
	自立援助ホーム版	○	
	放課後児童クラブ版	○	
評価調査者 計 4 名	研修修了者 番号	所属評価調査者の資格・経歴等	
	愛福評22002	資格 介護福祉士・正看護師 病院勤務等（18年）	
	愛福評22003	資格 保育士 保育園勤務（21年）	
	愛福評22004	資格 組織運営管理 IT企業マネジメント職（16年）	
	愛福評22005	資格 保育士 保育所、児童養護施設（8年）	
第三者評価の手法	別紙、第三者評価サービスの手法に関する規定		
料金	330,000円（税込）	（特記事項）	
評価に関する 異議・苦情 申立窓口	責任者職・氏名	理事 兵頭 さおり	
	窓口担当者職氏名	副理事 山下 直人	
	電話・FAX	TEL 090-2077-1041	
	E-mail	info@npolien.org	
	受付日及び時間	9:00~17:00	
評価調査者の 研修計画	調査者養成研修		
評価結果の 公表方法	愛媛県HP、WAMNET（ワムネット）、自団体HP		
第三者評価以外の 主な業務内容	子ども食堂、フードバンク等の食の支援		
第三者評価の実績	なし		
事業実施にかかる 規程等	第三者評価サービスの手法に関する規定、守秘義務に関する規定及び倫理規定、苦情窓口及び処理に関する規定、第三者評価サービスの手法に関する規定等		
評価機関自己PR欄	伊予市初の里親たちによるアットホームなNPO団体		

## 第三者評価手法に関する規定

### (評価の目的)

第1条 「特定非営利活動法人リアン」(以下当法人)は、利用者本位の福祉実現のために、福祉サービス第三者評価を実施する。さまざまな事業者がおこなう福祉サービスの内容や質を相互に比較可能な情報とし、利用者や事業者に情報提供することを通じて、利用者の選択に資するとともにサービスの質の向上に向けた事業者の取り組みに資するものとする。

### (評価業務)

第2条 評価機関は、別に定める県の評価基準に従い、事業の種類ごとに評価業務を実施する。

### (事前説明)

第3条 当法人は事前に事業所へ訪問を行い、事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者の経歴及び資格、評価結果取扱い等の重要事項の説明を行う。事業所の希望により、利用者および保護者への説明会も実施する。

### (契約の締結)

第4条 当法人は、福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)と第三者評価実施に関する契約を契約書をもって締結する。

### (評価調査者の任命)

第5条 当法人は、1件の評価ごとに、2人以上の評価調査者を任命して評価調査者チームをつくり、一貫して評価に当たらせるものとする。

評価調査者チームには、愛媛県福祉サービス第三者評価機関認証要領第2条(4)に定める要件を満たす者がそれぞれ1人以上含まれるものとする。

### (評価調査者の責務)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価機関に属する評価調査者であることを証する書類を提示し、身分を明らかにした上で実施する。

### (評価手法)

第7条 評価業務は、書面調査、訪問調査および利用者調査により実施するものとする。

#### (1)書面調査

ア 当法人は事業者に対し、県が定める評価基準に基づく自己評価(以下「自己評価」という。)の実施を求める。

イ 自己評価は、原則として事業所の職員全員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)にそれぞれ実施を求める。ただし、その回収に当たっては、各個人の回答結果を

当法人以外の者が見ることのないよう留意しなければならない。

ウ 事業者から、評価基準に基づく自己評価の結果と次に掲げる当該事業者の組織および事業の概要等を示す基礎的資料について提出を求め、その内容について検討・分析を行う。

- (1) 事業概要（施設概要）
- (2) パンフレット
- (3) 予算書、決算書及び附属書類
- (4) 事業報告書
- (5) 事業計画書
- (6) 組織図（事務分掌）

## (2) 訪問調査

ア 当法人は訪問調査においては、事業所内の視察および面接調査により、福祉サービスの提供に係る具体的配慮等の状況について確認を行う。

イ 事業所内の視察においては、事業所内の環境や設備上での工夫等について具体的な配慮の状況を確認する。

ウ 面接調査においては、評価基準の各項目について、事業者が提出した自己評価結果や基礎的資料等を踏まえ、具体的な取り組み状況を聴取するとともに、併せて書面や記録等でその実施状況を確認する。

エ 面接調査は、当該事業所の代表者（施設長、園長など）に対する面接により行うこととするが、必要に応じて代表者以外の職員へ面接を行うこととする。

## (3) 利用者調査

ア 当法人は、利用者のサービスに関する意向を把握、確認を行なうため、利用者調査を実施する。

イ 当法人は、利用者や施設における留意事項について、事業者から十分に状況を把握した上で、利用者のプライバシー保護に十分配慮し、実施するものとする。

ウ 利用者調査の結果は、利用者個人が特定されないように留意し「利用者の声、意見」として事業者に伝えるものとする。

2 評価業務は、概ね3ヵ月以内で終了することとする。

## ( 評価結果の決定)

第8条 当法人は、評価結果は評価終了後、当該評価業務に携わった評価調査者全員の合議により、評価項目ごとに総合的に判断し決定するものとする。

(評価結果の報告等)

第9条 当法人は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について当該事業者の同意を得るものとする。

ただし、事業者から評価結果について、意見の申し入れがなされた場合には、その内容について再審査を行い、評価の見直しが必要と認められる場合においては、再評価を行う。

(評価結果の公表)

第10条 当法人は、公表に関し事業所の同意が得られた評価結果を、県の公表要領等に基づき公表するものとする。

(事業者との合意)

第11条 この規程に定めるもののほか、評価手法に係る内容について事業者との合意により、定めることができるものとする。

附則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。